

<障害児保育に係る障害程度区分認定書類作成チェックリスト>

提出前に必要書類と注意点をご確認ください

「障害児保育対象児名簿（様式1）」「障害児保育状況シート（様式2）（様式3-1）（様式3-2）（様式3-3）または食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児状況シート（様式4）」は全ての新規申請児に必要です。状況シートは申請内容に応じた様式を使用してください。

障害児保育対象児名簿・状況シート共通

申請書類に修正テープや鉛筆・消えるボールペンは使用されていませんか？

第三者による書替えを防ぐため、修正テープや鉛筆・消えるボールペンを使用して記載した場合は、写しを提出してください。

「令和8年度」の申請書類を使っていますか？

昨年度と様式が変わっています。必ず今年度の様式を御使用ください。

令和8年度に在籍しているかつ京都市内に居住している児童であるか？

障害児保育対象児名簿（様式1）

障害児保育対象児名簿が作成されていますか？

この書類がないと判定できません。必ず添付してください。

児童の入所年月日、教育・保育給付認定区分は記載されていますか？

認定月数を確定するため、必ず記載してください。

また、障害児保育対象児名簿に記載のある児が退所した場合は、状況変更届（様式6）で必ず御連絡ください。

障害児状況シート（様式2）（様式3-1）（様式3-2）（様式3-3）

または食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児状況シート（様式4）

対象児名簿に記載のあるすべて児童について、いずれかの状況シートが作成されていますか？

障害児保育状況シートがなければ判定できません。申請内容に応じた状況シートを御使用ください。障害児保育状況シート【書類審査用】（様式2）、障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】（様式3-1）（様式3-2）（様式3-3）、食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児状況シート（様式4）の5種類があります。

障害児保育状況シート【書類審査用】（様式2）

対象児名簿に記載のある児童のうち、書類審査対象児（療育施設通所、障害者手帳所持、特別児童扶養手当受給など）について、「障害児保育状況シート【書類審査用】」が作成されていますか？

同意書（様式5）の原本が添付されていますか。

<障害児保育に係る障害程度区分認定書類作成チェックリスト>

各種手帳、特別児童扶養手当証書の写し、児童通所受給者証の写しのいずれかが添付されていますか？

障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】(様式3-1) (様式3-2) (様式3-3)

<p>① 【表 面】</p>	<p>障害児保育状況シートは「歳児クラス」に応じたものを使用していますか？</p> <p>「歳児クラス」ごとに内容が異なり、歳児クラスに応じた状況シートでない場合は、判定できません。歳児クラスは、令和8年4月1日時点の実年齢クラスになります。第1回申請時は、障害児訪問調査用状況シートの歳児違いに御注意ください。</p>	
	<p>記入年月日、記入者が漏れていませんか？</p>	
	<p>概況欄に記入漏れはありませんか？</p> <p>記載のない項目については、「該当無し」となりますので御了承ください。新たな事項の判明や状況の変化が生じた場合は、状況変更届(様式6)を御提出ください。</p>	
	<p>「発達状況」の項目に○、×、△が記載されていますか？</p> <p>「する機会がない」「以前はしていたが現在はしない」ものでも、発達段階からみて当然で起きる(しない)について当該項目に○、×、△を記載してください。</p>	
<p>② 【裏 面】</p>	<p>「基本項目の該当番号」に☑がされていますか？</p> <p>「障害児状況シート基本項目集」を参照の上、該当番号に☑をしてください。</p>	
	<p>「発達上の特性」の項目にあてはまる番号が記載されていますか？</p> <p>当該項目にあてはまる番号を記載してください。番号が当てはまらない場合は、「n」と記載してください。</p>	

食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児状況シート(様式4)

	<p>アナフィラキシーの既往歴「あり」にチェックが入っていますか？</p>	
	<p>アナフィラキシー発症時の時期、症状、原因食品、除去頻度の記載はありますか？</p>	
	<p>アナフィラキシーの既往歴が「なし」やどちらにもチェックがない場合は認定できません。</p>	
	<p>アナフィラキシー発症時状況の記載漏れがある場合も認定ができません。</p>	
	<p>食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児は、学校・園生活管理指導表(写)・指示書(写)【京都府医師会様式】、もしくは保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(写)【厚生労働省様式】が添付されていますか？</p>	
	<p>所定の様式でない場合は、認定されません。前年度に【京都府医師会様式】で認定されている場合は、診断書(写)の提出は不要です。なお、原本は各保育施設で保管してください。</p>	